

令和2年第10回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年10月7日 午後3時1分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年10月7日 午後3時1分  
筑紫野市役所 506会議室

2 閉会日時 令和2年10月7日 午後4時7分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第26号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第27号 農地を改良する届出について

報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第27号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第28号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）  
に関する意見照会について

○議長：どうも、お疲れさまです。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第10回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。署名委員には2番委員の大石さん、8番委員の井上さん、よろしく願いいたします。

それでは本日の議事に従い、審議をお願いいたします。お手元に配付しております議案目録の順序に従って進めてまいりますので、よろしく願いします。

それでは、1ページをお開けください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、東京都八王子市□□、□□。届出地、□□外5筆。地積、田4,558.95平米、畑1,202平米、合計5,760.95平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外5筆。地積、田3,816平米、畑123平米、合計3,939平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田253平米、造成計画は盛土・整地。造成高1メートル。法面処理は該当なしでございます。工事期間、令和2年10月15日から令和3年1月14日。理由は耕作利便のため。水利承諾書は添付されております。

番号2番、届出者、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地積、田446平米。造成計画は盛土・整地。造成高1メートル。法面処理はございません。工事期間、令和2年10月15日から令和3年1月14日まで。理由は耕作利便のためでございます。水利承諾書は添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田466平米、合計466平米。転用目的は自己住宅。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和2年12月20日から令和3年10月20日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年9月23日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田217平米、合計217平米。転用目的は建売住宅。契約内容、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和2年10月1日から令和3年3月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年9月1日。

番号2番、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積、畑169平米、合計169平米。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間は令和2年9月30日から令和3年4月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年9月3日。

番号3番、譲受人、東京都西東京市□□、株式会社□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積は、田425平米、合計で425平米。転用目的は、ケアホーム施設。契約内容は、賃貸借。構造規模は、木造平家建て。工事期間、令和3年1月1日から令和3年8月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年9月23日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。3件の説明をいただきました。本件について質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：□□さんの分ですけど、ケアハウス、これは賃貸でされるんですか。貸されるんですか。

○事務局：記載のとおりですね。賃貸借になります。

○委員：建て貸しですか。

○事務局：建てて、貸される。

○委員：業者が建てるんですか。

○事務局：業者が建てるということです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

議案第27号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明をよろしくお願ひいたします。

○委員：1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外4筆。4筆になっておりまして、地図が6ページと7ページ、8ページまでになっております。□□地区の中にあります。1万3,715平米、合計1万3,715平米です。移動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容、贈与という形になっております。

□□さんは専業農家で、お米を作っていたら、また施設園芸をされております。□□にもかなりの出荷をされていらっしやっております。□□さんは、高齢になられて、今、病院に入院されております。コロナの影響で少し認知が入りつつあるということで、お母さんのを贈与し、土地を守るということで、□□さんが贈与をされております。

○議長：よろしいですか。では、事務局のほうから追加がありましたら。

○事務局：事務局から補足でございます。

内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりでございます。耕作状況、作付の状況等は説明いただいたとおりで、現地確認をしました結果、全ての農地の利用状況は良好でございます。取得後においても効率的に耕作を行うと思われま。

また、譲受人の営農状況ですが、お二人で従事されている、従事日数も年間150日以上ございまして、今後も常時従事すると思われま。

また、地域との調和でございますが、申請地については、これまで同様に水稻等に利用すると

いうことで、周囲への支障はないと思われま

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、9ページをお開けください。

議案第28号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明をよろしくお願

いたします。  
○委員：それでは、番号1番、筑紫野市□□です。□□。申請地の表示、□□の一部ということで、438.51平米。転用目的、駐車場。構造規模、砂利敷。工事期間、これは施工済みとなっております。農地の区分、第三種。資金の内訳は、自己資金で借入ありません。建ぺい率もありません。開発許可も不要です。用排水の承諾書もついております。それから、都市計画区域は、市街化調整区域となっております。

地図で見てももらいますと、場所はちょうど自宅のすぐ下隣です。駐車場としてずっと使っていたんだけど、本人の意見を聞きますと、税務署から、駐車場として使うのなら申請がまだないから駄目だ、農地のままなら砂利を取り除きなさいと言われたということで、そのまま駐車場にしたいと。近所の人苗置場などで貸していらっ

○議長：よろしいですか。

○委員：はい、いいです。

○議長：じゃあ、事務局のほうで追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりでございます。申請の理由としまして、御説明があったとおり、農機具用等の駐車スペースが不足していたということで、既に整備をされておりました。この点に関しては、申請書と併せて始末書を添付していただいております。

資金計画については、現状、何も扱いませんので、費用は発生いたしません。

水利承諾、隣地承諾もついておりますが、条件は付されておりました。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する意見・質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

一応、今、事務局のほうからありますように、以前から勝手にされていたということでございますので、始末書を出していただくということです。よろしく申し上げます。どうぞ。

○委員：申請地の表示で、□□の一部という表現が……。これは、分筆とか何もされなくても、こういう表現でオーケーなんですか。「の一部」という。

○事務局：今回、4条申請の自己転用という形で、所有権が動くことはありませんので、こういう形です。5条であれば分筆してからの申請になりますけれども、4条に関しては、一部で受けてます。

○委員：分かりました。

○議長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、12ページをお開けください。

議案第29号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ありますので、1件ずついきます。

1番について、地区担当委員であります□□番委員□□委員さん、よろしく説明をお願いいたします。

○委員：番号1、譲受人、筑紫野市□□、有限会社□□代表□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、筑紫127の1。地積、田40、合計が40平米です。申請内容、転用目的、貸駐車場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。盛土、整地とありますけれども、もともと水路よりも高かったので水は来てません。畑として使用されておりました。工事期間、令和3年1月10日から令和3年3月31日まで。審議事項ということで、農地区分が第二種。資金の内訳、自己100%。建ぺい率はありません。開発許可は不要です。今申しましたように、用排水処理は承

諾書が添付されております。都市計画区域、市街化調整区域です。

さっき申しましたように、ここは畑として使ってありましたが、□□線沿いです。畑としても小さいし、使わないことが多かったため、このように譲り受けております。

以上です。

○議長：事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：補足説明をさせていただきます。内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりでございます。

今回の申請の理由でございますけれども、今年の5月に、申請地に近いところに自動車学校が開設されました。こちらの職員駐車場が不足していたということで……。14ページをちょっと見ていただきたいんですが、農地は網かけをしているところなんです。申請地の隣、□□というのがありますけれども、ここが雑種地で、この雑種地と一体的に駐車場として利用するというので申請があったものでございます。こちらの被害防除といたしましては、周囲に土坡を設けまして、周囲に土砂が流れないような計画となっております。資金計画については、残高証明書等で確認をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、1番の件に対しまして質疑・意見のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、これで採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決めます。

それでは、2番にいきます。

2番について、地区担当委員であります□□番委員□□委員さん、説明をよろしくお願いします。

○委員：2番、譲受人、朝倉郡筑前町□□、□□建設代表、□□。譲渡人が、□□、□□。田んぼの場所が、□□の□□、1,346平米。転用目的は資材置場ですね。で、売買。それから、盛土、整地。今年の11月から来年の3月31日まで工事するそうです。農地の区分、二種。自己資金100%。開発許可、不要。用排水処理、条件付。都市計画区域外。

この□□さんは、親戚でいらっしゃいます。この人は土木業兼農家で、大分作っていらっしゃ

います。□□さんがもう百姓をしたくないから、親戚に買ってもらっているんですよね。ここはずっと減反してありました。田んぼが2枚あるんですよ。それで、低いほうを地上げする。そして、雨水のみ、□□川支流の、□□のところから流れてきている□□川というのがあるんですが、そこに流すそうです。それで、2か所にためますを造って……。黒の蛇腹のホースがありますね、今。あれで流すそうです。変な水は流しませんということです。隣接地は道に囲まれているので、一つもないです。何用かといったら、土木用の砕石とかを置くそうです。地図が15ページ、16ページです。要するに、場所は□□の300メートルぐらい下ですよ。□□が手を出さないうちに買ってもらえてよかったなと思います。

○議長：説明はよろしいですか。

○委員：はい。

○議長：じゃあ、事務局のほうから補足がありましたら。

○事務局：若干、補足をさせていただきます。申請内容等については、□□委員のほうから説明いただいたとおりでございます。

今回、転用目的は資材置場ということで、譲受人の□□建設様が現在使用している資材置場が筑前町のほうにございまして、事業拡大に伴ってそこが手狭になったというところでの、今回の申請でございます。

被害防除につきましては、先ほど説明があったとおり半分盛土をするということでございますが、法面をネット芝で保護しまして、周囲へ土砂が流れないような計画となっているところでございます。

水利承諾は条件付となっております。内容については、土砂、汚水の流出に十分留意することという条件が付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

○委員：川の上の土手の傾斜は、できるだけ緩くしますということです。崩れないようにですね。

○議長：それでは、本件に対する質疑・意見等ありましたら、お願いします。どうぞ。

○推進委員：ここに都市計画区域外とある、この区域外とはどういう意味なんですか。ここは市街化調整区域じゃないんですね。

○事務局：市街化区域でもなく、市街化調整区域でもない、都市計画区域外ということです。どちらでもない、都市計画法には当たらない区域です。

○推進委員：□□委員、□□はこういう地域が多いんですか。

○議長：全部。

○委員：あと、農振と。農振は扱えないからですね。

○議長：□□は農振だけしかかかってない。あとは全部未指定です。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その先のページをお開けください。

農政議案に移ります。農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号02-10-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、2,481。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和2年11月11日から令和12年11月10日までの10年間となっております。賃借料につきましては、年当たり玄米120キロとなっております。

以降につきましては、件数も多く、事前に配付させていただいておりますので、御割愛をさせていただきますと思います。

14ページをお開きください。総計を出しております。総計につきましては、89件。更新が71件の、新規が18件。筆数といたしましては、更新が153筆、新規が61筆で、35万6,527平米の利用権設定に関する件でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。件数が多いですね。ございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって原案のとおり決定することといたします。

す。

では、同じように農政議案の16号のところを開けてください。後ろから3枚目をお開けください。

農政議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に関する件を議題といたします。計画の内容について、農政担当者の説明をよろしくお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号2-10-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。貸付者住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,914平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和2年12月1日から令和13年4月30日の約10年間となっております。

以降につきましては、同じく御割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。件数につきましては、同法人から□□氏への中間管理権の設定に関する件の1件でございます。筆数といたしましては19筆、面積は3万5,539平米となっております。

ここで、議案が前後して申し訳ないんですけれども、利用権の13ページを御覧ください。

13ページの真ん中少し上の辺りから、2-10-089というところで、□□氏と公益財団法人の推進機構との利用権設定の件が記載されているかと思えます。この□□氏と□□さんは親子関係でございまして、もともとは使用貸借権を設定されていたところでございますが、推進機構が入った中間管理権を今回設定され、担い手に集約をかけるということで、今回この件をお諮りするものでございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。ありませんか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。本件について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。

それでは終わりますが、全体を通して、御意見等がございましたらお願いいたします。

(なし)

○議長：ただいま、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第10回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさま

ございました。